平成２３年（フ）第１１９号
新潟県南魚沼市大崎591番地16
債務者　大久保泰洋
1　決定年月日時　平成23年６月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２３年（フ）第２１８号
静岡県三島市加屋町10番20号
債務者　勝又美江子
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２３９号
静岡県沼津市大諏訪166番地　マスタック壱号館
債務者　谷合　一夫
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第２４２号
静岡県三島市徳倉１丁目20番４号　須原ハイツ108、前住所静岡県三島市萩359番地の１太陽ビル203
債務者　篠﨑　常一
1　決定年月日時　平成23年６月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第６３９号
札幌市東区北42条東１丁目４番11号　エスターテ201号
債務者　加藤　早苗
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０１９号
札幌市清田区清田２条２丁目１番23号　エスコート愛香103号
債務者　小林　　弘
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１０２０号
札幌市清田区清田２条２丁目１番23号　エスコート愛香103号
債務者　小林　文子
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１６２号
札幌市豊平区平岸３条17丁目５番１―207号
債務者　稲場俊一郎
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１６３号
札幌市豊平区平岸３条17丁目５番１―207号
債務者　稲場　徳美
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１１７３号
札幌市清田区平岡２条２丁目１番51―201号
債務者　横田　尚子
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１２９８号
札幌市白石区北郷５条６丁目５番25―202号
債務者　池田　順孝
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３０７号
札幌市手稲区曙11条１丁目４番１―801号
債務者　朝日　真美
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３１３号
札幌市北区新琴似８条12丁目２番３号
債務者　中西　一美
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３１４号
札幌市北区新琴似８条12丁目２番３号
債務者　中西優美子
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３２０号
札幌市北区北29条西６丁目１番14号　杵美荘18号
債務者　濱田　照雄
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３２６号
札幌市西区発寒８条11丁目１番27―301号
債務者　安田　明奈
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３３８号
札幌市北区太平10条４丁目10番13号　安藤ハイツ202号
債務者　平間　由紀
1　決定年月日時　平成23年６月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月12日まで
札幌地方裁判所民事第４部